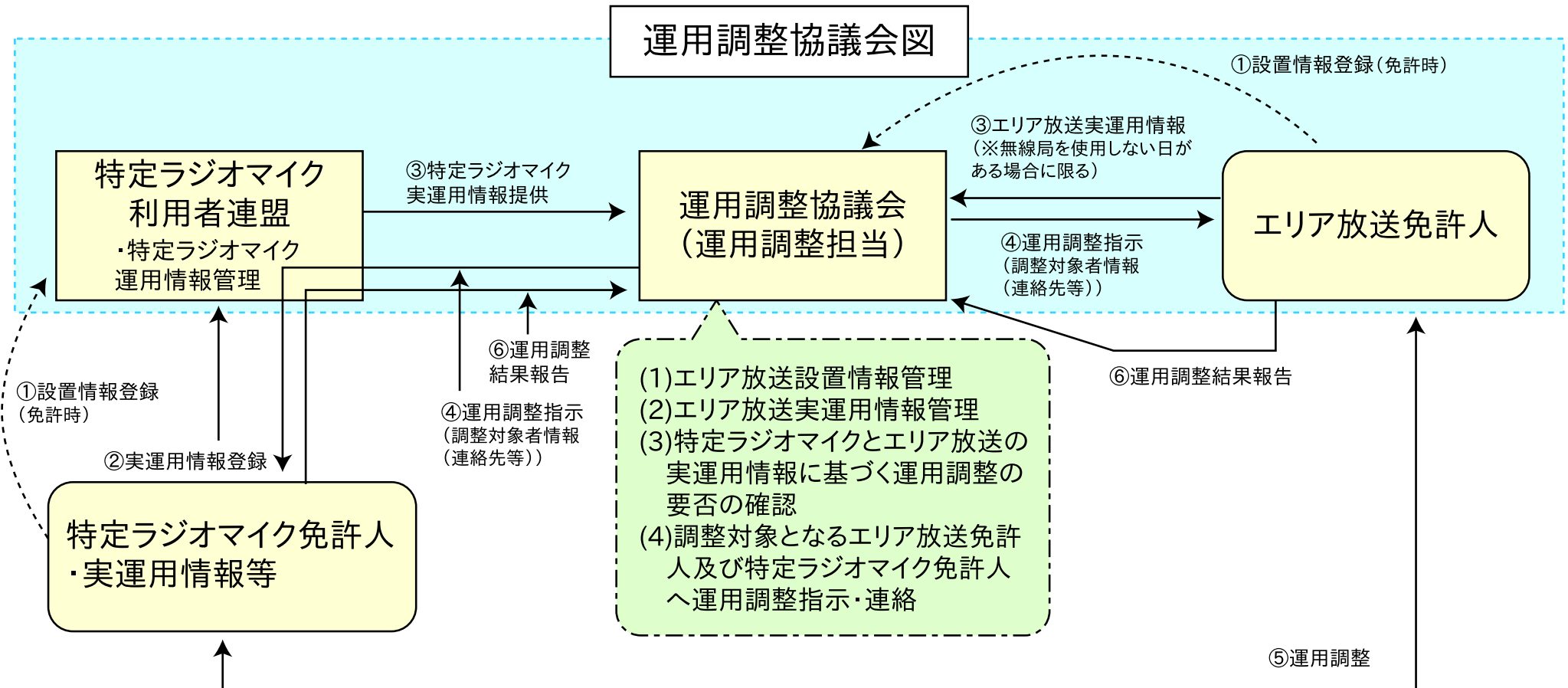


運用調整の手順(たたき台)

(注) 本検討はあくまでも現時点での調整手順イメージであり、今後、連絡会(仮称)設置後、エリア放送の設置状況、ラジオマイクの移行状況及び特定ラジオマイクチャンネルリストの内容等により、連絡会(仮称)においてさらに議論を行うことが前提

特定ラジオマイクとエリア放送間の運用調整手順



※④・⑥は直接協議会(運用調整担当)から特定ラジオマイク免許人に連絡する手順とすることも考え得る。

※運用調整協議会(運用調整担当)は、特定ラジオマイク免許人団体・エリア放送免許人以外の、中立的かつ技術的な知見を持つ者又は団体とする